



Title	アメリカの性教育プログラム：その社会的背景と分析
Author(s)	鈴木, 佳代; SUZUKI, Kayo
Citation	教育福祉研究, 8, 95-105
Issue Date	2002-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28354
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_P95-105.pdf



アメリカの性教育プログラム —その社会的背景と分析—

鈴木佳代

1 はじめに

「荒廃した地域の貧しい家庭に育ち、学校での成績は振るわず、危険な仲間とつるみ、学校からは早い段階でドロップアウトする。10代半ばで性行動を起こし、妊娠し、未婚のうちに出産する」。これは、四半世紀にわたってアメリカが抱えてきた「10代の妊娠」問題を探る中で浮き彫りにされてきた、10代の母親 (teen mother) のひとつの典型である。この問題に関する諸研究は、早期の性行動や出産が貧困や社会的不利を生み出すばかりでなく、むしろ社会的不利が性行動や出産に影響を与えていることを明らかにしてきた。

では、彼女たちは不利な条件の中にあるにもかかわらず、一体なぜ若くして子どもを産むのか。ここには社会的低階層にある人々の生活全般に見られる選択肢の少なさが関連していると考えられる。彼女たちが受ける制約は、入手できるサービスの量や質が所得により制限されることばかりではない。受ける教育の年数や質、メディアへのアクセス、家族や他者との関係、自己決定力、状況に対する処理能力の差など、実に多くの面で彼女たちは不利を負っている。また、女性というジェンダーに付与された従属性は、性的な場面における女性の主体性を否定し、性行為や避妊に関する彼女たちの意思決定や意思表示を困難にさせる。さらに、階層とジェンダーという2つの要因がクロスした時には、低階層であるほど封建的ジェンダー観に忠実であるという特徴が浮かび上がってくる⁽¹⁾。これらの条件を重ね合わせていった時、そこに残るのはごく限られた選択肢でしかない。多くの人は、若年出産によって女性が諦めなければならなくなる多くのものがあると考ええる。しか

し彼女たちにしてみれば、それですら初めから自分の手に入らないものでしかない。この社会で成功するにはあまりに乏しい資源しか持たずにスタートする彼女たちにとって、出産は自らの絶望的な状況に変化をもたらすチャンスであり、数少ない選択肢のなかの一つなのである。その中で彼女たちは、手に入るかどうかもわからない何かを失うことよりも、自分の子どもという具体的なものを手に入れることに惹きつけられる。世界一の富を持つ国に生まれたにもかかわらず、成功の機会から閉めだされたところにいる女性たちは、選ぶべくして10代で母親になることを選んでいるのである。

しかし、10代で妊娠・出産することは学業達成や就業に大きな影響を与えるため、女性の自立阻害に深く関わっているのも事実である。そのため貧困と10代の妊娠は悪循環を描き、そこから脱出する道はますます狭いものになっていく。「毎年10人に1人の10代女性が妊娠する」⁽²⁾とまで報じられ、母子家庭向け福祉手当が国家予算を圧迫することが懸念されたアメリカでは、10代の妊娠問題を解決することが社会の急務とされ、若年出産を減少させるために様々な対策が講じられてきた。それらは after care としての母子支援プログラムと、prevention としての性教育プログラムに大別される。母子支援プログラムは母親の自立を大きな目的としており、高校卒業資格取得や職業訓練参加の奨励とそのためサポート体制の整備によって、一定の効果をあげてきたとされる。もう一方の性教育プログラムは科学的な性知識に始まり、パートナーとの関係形成や避妊法、節制の重要性など、多くの知識とメッセージを若者に伝え、10代で出産することのデメリットを強調して

きた。しかしこうした事前・事後の対策にもかかわらず、10代の出産は現在も依然として問題であり続けている。

これまでの研究が示してきたように、早期の性行動やハイリスクな性行動と社会的階層の間に結びつきがあるのだとすれば、これらの性行動を通じて社会的な格差はいっそう拡大していくだろう。それは、低階層の若者をますます社会の底辺へと追いやっていくことに他ならない。あらゆる若者にチャンスを開放し、社会的格差を縮小させるためには、一体どのような社会的介入の可能性があるのであろうか。

この問題を調査・研究していくにあたり、先行研究の中で明らかにされた点および課題を把握しておくことは不可欠である。本稿はその作業の一端として、アメリカにおける school-based の性教育プログラムの展開とその社会的背景に関する研究を紹介することを目的に、先行研究を整理したものである。

2 アメリカにおける「10代の妊娠」問題

アメリカでは1975年に議会で10代の出産が社会的問題として取り上げられて以来、10代の妊娠が公然たる社会問題として認識されるようになった。

しかし、実際にはこの時期、10代女性の出産数やその割合は1950年代・60年代に比べ減少していた。それにもかかわらず1970年代になって急に10代の妊娠が問題視されるようになった理由の一つは、中産階級の女性がより高齢で出産するようになったことである。もともとアメリカの女性はヨーロッパの女性にくらべて早く結婚する傾向があり、10代での出産は珍しいことではなかったが、特に50年代・60年代には初婚の時期が早まり、多くの女性が10代か20代初めに出産していた。その後、中産階級の女性はより遅い時期に結婚するようになり、現在では裕福な女性は30代・40代で出産をする⁽³⁾。そのため、こうした変化の起こらなかった貧困な女性が、相対的に「若年」で出産するようになったのである。

しかしそれだけであればこの問題がこれほど大きく取り上げられることはなかっただろう。ここで10代の出産が社会的問題となった背景には、10代で出産した少女の「社会福祉依存」への指摘があった。1970年代以降問題視されるようになった10代の母親の多くは、それまで結婚前に妊娠した女性が行っていたように、あわてて結婚したり生まれた子どもを養子に出したりするのではなく、未婚の母として出産し育児をした。そのため、「いい加減でだらしない未熟な若者がセックスをし、妊娠し、学校を中退し、出産し、貧困になり、生活保護に依存した生活を送るようになるというイメージが作り出され」たのである⁽⁴⁾。10代の出産による福祉予算の爆発を危惧した国家は、早急にこの問題に関する研究に着手した。

その中で明らかになってきたのは、10代の妊娠・出産があらゆる人種や階層に同様に起こった変化ではなく、あるグループに顕著に多いことであった。人種についてみると、10代のアフリカンアメリカンの女性は同年代の女性全体の15%であるにもかかわらず、10代の母の3分の1以上を占めている。そして（中絶せずに）出産する白人のティーンのうち、未婚なのは6割なのに対し、10代の黒人ではその割合は9割である⁽⁵⁾。社会的不安定性と10代の性行動の関連は、若者のリスク行動調査（Youth Risk Behavior Surveillance）に表れている。何らかの事情により正規の高校に通学できず、オルタナティブハイスクールとよばれる学校に通う生徒を対象に行った調査からは、正規高校の生徒にくらべ、彼らが性的リスク行動をとる率はきわめて高いことが示された⁽⁶⁾。また、10代で出産した母親や姉を持つ少女は、10代の母親になりやすく、10代の妊娠は母から娘へと再生産されがちであることを多くの調査が明らかにしてきた。

上記のようなエスニシティ、低階層、世代的再生産といった問題に共通しているのが貧困の問題である。10代の妊娠の多くは、貧困の中で起こっている。同じエスニシティ・グループや地域の中でも、より貧しい女性ほど若年妊娠しやすく、し

かも不利な状況にある女性ほど、中絶や養子、結婚という選択をせず、未婚の母として出産・育児をする傾向がある。ここからは、貧困な生活の中で家庭でも学校でも問題を抱え、人生に希望を失い、男性との関係に望みを託し、あるいは後先を考えられない状況の中で、セックスをし妊娠して、出産するという女性の姿が見えてくる。多くの人々が妊娠する10代の女性に対して抱いていた「性に関してだらしがないために妊娠し、貧困に陥って福祉予算を圧迫する」というイメージとは裏腹に、出産した少女たちの多くは生まれ育った不利な環境によって10代で母親になることを選択せざるを得ない状況に追い込まれていたのである。しかも、この問題は彼女ひとりにとどまるわけではない。10代の母親から生まれた子どもは幼いうちから健康面や学力面での問題を抱えがちであるという数多くの調査結果は、彼女たちが背負ってきた社会的不利が子世代へと再生産されていることを示している。つまり、10代の妊娠はその事象のみに着目しては解決不可能な問題であり、貧困という大きな社会問題と密接に結びついていること、そして代的なつながりの中にある問題であることが明らかにされてきたのである。

さらに、研究が進められる中で以下のことが明らかになってきた。第一に、実際には sexually active なティーンの数や割合は増えているにもかかわらず、出産する10代の数や割合は減少している⁽⁷⁾。このことは、若者が以前より確実に避妊を行うようになってきていることを示しているといえる。第二は、未婚の母として子どもを自分で養育する割合が増加し続けていることである。かつてにくらべると、性行為をしている10代の中で妊娠する割合は減ってきているが、ひとたび妊娠すると出産することが多く、しかも未婚の母になりやすい傾向がある⁽⁸⁾。第三に、かつてにくらべ、人種間の差が狭まり、社会経済的状況により多くを負うようになってきている。1985年以降、白人で10代の未婚の母に生まれる子どもの数は急激に増えているが、黒人のそれはだいたい安定して

いる。これは、人種の差異よりもむしろ、結婚して裕福であるか、未婚で貧しいかによって国が二分することの前兆だという指摘もある⁽⁹⁾。第四は、出産する10代の数・割合が減少しているにもかかわらず、13～15歳の early teenager の妊娠数は減っていないことである。

こうした状況に対し、アメリカでは after care と prevention の両面から対策がとられてきた。出産した少女に対しては、高校卒業の資格を取得し職業を持って自立することができるよう、保育施設を併設した10代の母親向けの高校が作られ、母親自身の教育援助や就労援助において効果をあげている。また、1996年の社会福祉法改正では、それまで母子家庭に対して給付されてきた AFDC (要保護児童扶養家庭援助) が廃止された。そのかわりにできたのが、受給期間の上限を5年とし、将来の自立生活のため高校または職業訓練センターに通うことが受給条件である TANF (要保護家庭一時援助) である。この改正もまた、自立を促すことを目的とするものであった。

しかし、こうした after care は10代の母親の自立支援にはなりえても、その数自体を減らすことにはならない。10代の出産を減らすためには、10代の妊娠そのものを減らすことが何より重要だとして、性教育にその効果が期待されてきた。

3 アメリカの性教育

(1) 性教育の社会的位置付け

アメリカの学校教育のなかで性教育がその重みを増したきっかけが10代の妊娠問題であったことは間違いないが、性教育がはじまったのはそれよりもずっと以前に遡る。Kirby は、「1900年代に未婚者の間で性病が増えたことを受けて、性病予防教育を行う学校が出始め、その後さまざまな性教育が生み出されていった」と述べている⁽¹⁰⁾。したがって、1970年代に社会問題となった10代の妊娠は、以前から存在していた性教育がより広く行われ、重要視されるようになったきっかけにすぎないといえるだろう。学校で性教育をするのに対しては、若者の性行為が助長されるのでは

ないかという疑問があちこちから投げかけられてきた。しかし、それについては数多くの研究が否定的な結果を示している⁽¹¹⁾。現在アメリカでは44州において、学校で性教育を行うことが義務化あるいは明確に推奨されている。また、多くの親は学校で性教育を行うことを支持しており、その割合は高まってきている。たとえば、1943年のギャラップ調査では68%の大人が学校での性教育に賛成していたのに対し、1988年のハリス世論調査ではこの数字が85%にまで上がったことがわかった⁽¹²⁾。

しかし、このことに関してLukerは次のような意見を示している。「世論調査を行い、それをよく読んでみると、大人は10代の性行為に対処するのに最もふさわしいと思う方法について複雑な考えをもっていることがわかる。たいていの大人は、ティーンに性行為をしてほしくないと思っているが、驚くことに彼らはsexually activeなティーンがバースコントロールの情報や避妊用具を用いるべきだということに長らく同意してきた。また、多くの人は学校での性教育を普及させることにずっと賛成してきてもいる。しかし、その教育が10代の性行為や妊娠を減らすことができるという見方については、彼らは極めて懐疑的である。彼らは非婚の10代の母親を受け入れず、彼女たちのことを一種の社会問題とみなしているが、大多数の大人は、中絶を受けるティーンに両親の承認を要請する法律に強く賛成している。⁽¹³⁾」すなわち、多くの大人は、ティーンは性行為をすべきではないと考えながらも、若者に性教育や避妊具を提供する必要性を感じ、ティーンは出産すべきではないと考える一方で、簡単には中絶が受けられないようにすべきだと思っているのである。

また、性教育の内容に関する人々の支持／不支持に関する調査からも、同様の葛藤を見てとることができる。学校でのリプロダクティブ・ヘルスサービスへの支持についてのサウスカロライナ地区の調査では、避妊法についての情報提供やそのカウンセリングを行うこと、節制教育やそのカウ

ンセリングを行う地域機関を教えることについては多くの人々が支持しているのに対し、性感染症の検査や治療、妊娠検査、地域機関で避妊について言及すること、学校で避妊サービスが受けられるようにすることについては反対する者が多かった⁽¹⁴⁾。この調査結果は、若者の性行為があることを前提とし、若者を妊娠や性感染症から守りたいと考える反面、妊娠検査や性感染症の検査などの具体的なサービスが受けられるようにすれば、若者の性行為を認めることになるのではないかという懸念を表しているといえよう。

性教育に対するこのような態度を形成する要因のひとつとして、この国で1世紀半にわたって続いてきた中絶論争の存在がある。プロチョイス（中絶権擁護派）とプロライフ（生命尊重派）とよばれる二派が「中絶は是か非か」をめぐってくりひろげてきたこの論争は、アメリカにおいて性や生殖を社会的議論のテーマにするひとつの大きな機会となっており、ここ20年ほどの間に激しさを増してきた。中絶に対する規制の強まりは、10代の中絶数が減少した理由のひとつになっていると考えられるが、このことが10代妊婦に産産を余儀なくさせている面もあるといえる⁽¹⁵⁾。Granbergの調査では、プロチョイス団体NARAL（全米中絶の権利行動連盟）のメンバーの99%は学校での性教育や10代の若者に避妊情報を与えることに賛成であるのに対し、プロライフ団体NRLC（全米生命の権利委員会）では性教育については三分の一以上、避妊情報提供については四分の一以上が、たとえ親が賛成していても絶対に行うべきではないと答えている⁽¹⁶⁾。ここで注目されるのは、中絶論争の二派には社会的階層の差があることである。Lukerが行った調査では、プロチョイス女性は大学卒・学位取得者が多く、ほとんどが仕事を持っており、本人・夫ともに高収入で、子どもは少ない。これに対しプロライフ女性は、学歴はプロチョイス女性に比べて低く高卒から大卒が多く、低収入の職に就き、中程度の所得の職をもつ夫と結婚して主婦になり、比較的多くの子どもをもつ傾向がある⁽¹⁷⁾。こうしたことから、性に対す

る態度は結婚観や家族観と結びついており、そこには宗教や社会的階層が大きな影響を与えていることが読み取れる。

アメリカではこのように性に関する議論が長らく国民的関心事となっており、人々の性に対する態度は日常の社会生活によって裏打ちされている。だからこそ、若者への性教育についても多くの人々が関心を持ってきたのだと考えられる。こうした土壌の上に築かれていることは、アメリカの性教育の大きな特徴だといえよう。

(2) 性教育プログラムの展開

この20年あまりの間に、アメリカでは多くの性教育プログラムが作られてきた。また、プログラムの作成者は民間研究機関、宗教団体、学校などさまざまであり、性教育が行われる場所も、家庭・教会・地域など多岐にわたっている。しかし、最も多くの若者が関わる場であると同時に、研究の中心となってきた場が学校である。そこで、ここでは school-based のプログラムに焦点を当て、その展開を整理する。

Kirby と Hubbard et al はそれぞれ約20年の性教育を総括し、時期別にその内容を整理している⁽¹⁸⁾。ここではそれらの共通点をさらに整理し、①知識伝達中心教育の時代 ②節制教育の時代 ③科学的検証を性教育プログラムの評価に取り入れた時代の3つに大別し、それぞれの特徴について述べる。

まず考え出されたのが、性に関する科学的な知識を伝達しようとするプログラムであった。これは、「知識を増やすことによって生徒の妊娠や性行動を減らすことができる」という考えに基づくものだったが、しだいにそれだけでは不十分なのではないかと考えられるようになり、10代の妊娠のリスクと結果について強調するプログラム、意思決定力やコミュニケーションスキルをつけさせる内容を取り入れたプログラムなども作られるようになった。この時期のプログラムは、生徒の知識と対人関係能力を伸ばすことに重点がおかれており、明確な価値観が生徒に教え込まれることはないというのがその特徴だった。しかしこの知識伝

達型プログラムには大きな限界があった。それは、性生理や生殖に関する生徒の知識を高めはしたものの、若者の性行動そのものを減らすことはできなかった点である。

そこで登場したのが、明確なメッセージ性を持たない知識伝達中心の教育に対抗して作られた「節制教育プログラム」、すなわち生徒に性行為そのものをさせないようにするプログラムだった。このプログラムは、アメリカ社会を形成する柱の一つであるキリスト教勢力をはじめとして、10代の若者が性行為そのものをしないことを強く望む人々から強力な支持を受けてきた。

この節制教育プログラムはその内容によって二分されている。1つは abstinence-only program と呼ばれ、婚外の性交渉を一切禁止するものである。このプログラムに対しては、すでに sexually active なティーンに対して有効ではないとの批判がある。また、婚外の性交渉禁止という名目上、避妊に関する情報やサービスの提供は行わないため、他のプログラムでは取り扱うべきとされている内容が意図的に盛り込まれないことがしばしばある。例えば、SIECUS⁽¹⁹⁾の基準によって SEX RESPECT⁽²⁰⁾を査定した結果についての報告は、このプログラムにおいて基本的な内容が抜けていたり、誤った情報が含まれたりしていることを明らかにし、さらなる評価と改善が必要であると指摘している⁽²¹⁾。

もう1つは abstinence-plus program といわれるもので、学生あるいは未婚者の性交は望ましくないことだという節制のメッセージを伝えることに加えて、safer sex、妊娠や性感染症のリスクについて伝え、コンドームの使用法や各種避妊法について教えるものである。このプログラムは大人たちが持つ理想と若者の性の現状のいわば折衷案と呼べるものだが、「若者に避妊について教えることで、節制のメッセージの重要性が薄められてしまう」との批判がでていいる。しかし、abstinence-plus program の代表格である Safer Choices に関する調査では、知識、態度、規範、自己信頼などの13の心理変数のうち9つを高め

る効果が認められ、行動面においてもコンドームを使わないセックスやいい加減な避妊などのリスク行動を減らす効果があることが明らかになった⁽²²⁾。また別の調査では、学校でコンドームを配布するような具体的・物質的介入をとるようなプログラムにおいて、最もリスク行動が減少したという結果も報告されている⁽²³⁾。1996年の社会福祉法改革で abstinence-only program が強く支持されるようになるまでは、この abstinence-plus program が性教育プログラムの中心的存在だったと言われている。

次に登場し、現在の性教育研究の主流となっているのが、性教育プログラムに科学的検証を取り入れる方法である。これは性教育以外の健康教育で効果のあった方法を性教育にも取り入れ、現存する性教育／節制教育プログラムの効果について科学的検証を行ったり、そのデータに基づいてより効果的なプログラムを作成しようとしたりするものである。こうした動きは、既存のプログラムが10代の妊娠・出産に対し十分な効果をあげることができなかった原因は科学的検証の不足にあるのではないかという指摘によって生まれた。

この時期の研究は、大きく二つにわけられる。ひとつは、それまでのプログラムをレビューするもので、先述の Kirby の論文および Hubbard et al の論文や、性教育の効果が不十分だった原因を考察している Brown や Besharov の論文があげられる。Brown は性教育・節制プログラムの効果を評価するデータが乏しい理由として、①調査コストの高さ ②自己申告に基づく評価法しかなく、バイアスがかかりがちであること ③親や政府・財団が性に関する内容の調査に難色を示すこと ④節制プログラムへの財団の評価が低いことをあげている⁽²⁴⁾。また、Besharov は、これまでの研究の中では性教育・節制プログラムの効果についてあまり知られていないことが問題とされており、その原因として授業設計・資金・評価が貧困であったことが指摘されてきたと述べている⁽²⁵⁾。

もうひとつは、「科学的検証」を行うための方法論に関する研究である。たとえば、実験計画法や

擬似実験計画法を用いた評価法の研究として、Basen-Engquist らが行った、Safer Choices に対する科学的評価に関する論文⁽²⁶⁾、Metcalf による実験計画法の利点を指摘した論文⁽²⁷⁾ があげられる。しかしプログラムの効果に影響を与える外的要因に焦点を向けがちな研究動向について、Kennedy は「こうした関心は方法論として正当であり、理論的に議論の価値があるけれども、HIV や STD に対する安全性を高める介入プログラムに関する重要な疑問（筆者注：節制プログラムのどの側面が効果をもたらすどの側面には効果がないのかを知ることを）を解いてはいない。⁽²⁸⁾」と述べ、検証における厳密さを追求するあまりに本来の目的であるプログラムの評価が忘れられてしまうことへの危惧をあらわしている。

(3) 政策と性教育

(2)では性教育プログラムの展開について具体的に紹介してきたが、こうしたプログラムが社会的な意図を背負っていることは2節で述べたとおりである。1996年に行われた社会福祉法改正では予算の配分という具体的な形で、政策が性教育プログラムに直接影響力を持った。ここでは、Abstinence Education under Welfare Reform と題された Haskins and Bevan の論文をもとに、政策が性教育プログラムに与える影響について詳しく見ていくことにする。

共和党が提案してきたあらゆる福祉法改正は婚外子の削減のための政策を含んでいたが、1996年の改革ではこれまでにないドラスティックな改革が行われた。社会福祉の実施権限の大幅な地方委譲と国民の自助自立を二本柱としたこの改革では、「婚外出産率のベスト・ワースト5の州を発表する」「非婚女性の出産と州内の中絶率を同時に減らすことができた州にはボーナス予算を給付する」などの政策により、婚外子縮減を強力に推進しようとする意図が明確に打ち出されていた。節制教育はその柱の一つとして重要な位置を占め、年間5,000万ドルが節制プログラムに投資され、節制教育を行う各州の機関や団体に割り当てられることになった。施行にあたり、節制教育の管理

は Title V の母子健康保健ブロックグラントの一部として、厚生省の母子健康部局 (MCH: Maternal and Child Health Bureau) が請け負うことになった。MCH の管理と査定のもと、各州は毎年の割当に加えて節制教育のための特別予算を受け取るというのがその仕組みである。

それまでに 10 代の妊娠について扱ってきた Title X (Family Planning of the Public Health Service Act)、メディケイド、Title XX (Adolescent Family Life Demonstration of the Public Health Service Act) などの連邦法が定めたプログラムは、節制を最善策として奨励しつつ、同時に避妊や性感染症予防の知識やサービスを与える abstinence-plus のメッセージを基調とするものだった。しかし、この改革の際に予算割り当ての対象として想定されていたのは明らかに abstinence-only program であり、そこには婚外の性行為は誤りであると断言するプログラムのみを推進しようとする明らかな意図があった。さらに、節制教育の一貫性が abstinence-plus program によって崩されることを防ぐため、予算受け取りの条件として「節制を唯一絶対のメッセージとすること」が異例な詳細さで提示された。

この新たな政策について、Haskins と Bevan は 3 つの障害があると述べている。一点目は、連邦資金 4 ドルにつき州が 3 ドルを出資しなければならない、これが州にとって大変な負担であること、二点目に節制教育の定義が限定的すぎること、三点目は、abstinence-only program の擁護者たちは現在の性教育が abstinence-plus program に占有されているために理想的な教育が行えないと感じているのだが、彼らが国家の保護を受けることで、現在重要な役割を果たしている abstinence-plus program が破壊される危険性があることである⁽²⁹⁾。

2001 年度にこの予算を受けているのは節制教育の施行機関 31 団体と、計画作成機関 18 団体である⁽³⁰⁾。性教育プログラムの多くは寄付金や財団からの援助、講演料などで運営資金をまかなっているが、国や州からの資金援助はこれらのプログ

ラム運営にとって重要なインセンティブになっていると考えられる⁽³¹⁾。したがってこの改革は、政策の決定権を握る政府がプログラムの教育内容をも左右しうることを、目に見える形で示すものであったといえるだろう。

4 おわりに

以上、アメリカの 10 代の妊娠問題とそれに対するアプローチに関する研究を振り返ってきた。アメリカでは 10 代の妊娠・出産が社会問題として捉えられており、社会福祉制度や社会階層、宗教や人種問題、中絶論争など、さまざまな方面から人々が関心を寄せている。若年妊娠を減らすことを大きな目的の一つとしてきた性教育プログラムは、時代の変化や研究成果によって何度もその形を変えてきた。

現在のアメリカは、節制プログラムを積極的に押し進めることで 10 代の妊娠を縮減させようとしている。もちろん、10 代の妊娠は国家福祉予算の膨張と言う面からのみならず、個人の福祉という面からみても慎重に考慮されるべき問題である。しかし、節制のみを推し進めるプログラムには、abstinence-plus program の唱導者を筆頭とする人々が指摘する「実際に 10 代の妊娠を減らす効果」以外にもいくつかの問題点がある。第一に、Haskins と Bevan も指摘しているように、現在サービスを必要としている若者への対応が不十分になる点である。避妊サービスの打ち切りによって不利益をこうむる若者が存在することは、無視されてはならない。第二に、伝統的な家族のあり方を推奨し、婚姻外の性交渉に対するマイナスのイメージを強調することで、10 代で妊娠した女性に対する懲罰的な態度が生まれる可能性がある。そうなれば貧困や社会的立場の弱さが個人の責任に還元され、社会的不利の世代的再生産をますます強めてしまうだろう。第三に、節制教育にその多くを期待することは、この問題の根幹にある貧困や社会的不平等といった問題から注意をそらしてしまう危険性がある。真の問題解決のためには、貧困や不平等の問題を念頭においた政策が必

要である。

このように大きな社会的な関心を集めて多くの国家予算があてられ、10代の出産がさらなる不利を生むことが知識として広まってもなお、10代の出産は数多く存在し続けている。また社会的不利が早期の性行動を呼び起こしがちであることがわかっていながら、この連鎖を断ち切ることはできずにいる。こうした現状からは、10代の妊娠という問題が知識や情報のみによっては解決されない根深いものであることを改めて認識せざるを得ない。

本稿で扱った性教育プログラムは、若者に性知識を習得させるという点において、問題解決の基底をなす重要な部分である。しかし、今回これらのプログラムを整理する中で、既存のアプローチの限界も見えてきたように思われる。それは、問題の当事者であるはずの10代女性を客体として扱ってきたこと、つまり当事者の視点が圧倒的に不足していたことである。これまでの社会の中では、若者の——とりわけ未婚女性の——セクシュアリティは存在しないものとして扱われ、無視されがちであった。アメリカ社会において、若者のセクシュアリティに対する否認感情は宗教や社会規範、さらには世論や政策にまで深く根付いており、性教育プログラムにも影響を与えてきた。そのため、これらのプログラムは若者の持つ現実的なニーズを十分に満たすものにはなりえなかったと考えられる⁽³²⁾。

また、未婚女性のセクシュアリティの否認という社会的背景は、妊娠・出産した女性の経験や意見の扱われ方にも表れている。10代の母親がそれまでの人生でたどってきた道筋を明らかにすることは、preventionとafter careのいずれを考えるうえでも非常に大きな意味を持つと考えられる。だが、彼女たちの経験とその社会的意味付けに関する分析に根ざして作成されたプログラムは管見のあたり見当たらない。もちろん、これまでに10代の母親の経験がまったく明らかにされてこなかったわけではない。数多くのインタビューがジャーナリズムによって世に出されており、彼

女たちがピア・エデュケーターとして性教育の場に登場することもある。しかし本稿の視点でもある社会的不平等の拡大問題との関連において10代の妊娠を考えるうえでは、彼女たちの経験を個人的なものにとどまらせることなく、より大きな枠組みの中で捉え、緻密な分析を行う必要があるだろう。

繰り返し述べてきたように、10代の妊娠問題は社会的背景と切り離せないところに存在している。彼女たちは日々どのような生活をおくり、何を感じ、考え、最終的に10代の妊娠・出産に至るのか。その経験の過程は徐々に知られてきているが、それらがもつ社会的な意味について明らかにされていないところは多い。どの段階のいかなる要因が彼女たちの人生決定に影響を与えているのかを知ることは、より適切な社会的支援や介入の可能性をさぐる上で不可欠である。そのためには、まず、我々が彼女たちに寄り添い、その声に耳を傾けるところから始めることが必要だと思われる。

注・文献

- (1) 岩田美香「少子化と社会階層」『教育福祉研究』第6号、2000年、51-60頁。
- (2) 10代女性全体の10%が妊娠するというのは、やや誇張されたむきもあるかもしれない。しかしThe Allan Guttmacher Instituteの1999年の統計によれば、毎年約100万人の10代女性が妊娠しており、これは15歳から19歳の女性の10%にあたるという。http://www.agi-usa.org/pubs/fb_teen_sex.html (02/02/12)。
- またこの統計によれば、妊娠した10代女性のうち、人工妊娠中絶するのは30%、流産が14%で、出産に至るのは56%である。そして出産ケースの3分の2は計画外出産であり、78%は未婚のまま出産する。
- (3) K. Luker. *Dubious Conceptions: The Politics of Teenage Pregnancy*. Harvard University Press. p. 12.
- (4) 青木紀「アメリカにおける『10代の妊娠』問題:

貧困の世代的再生産との関連で」『北海道大学教育学部紀要』第79号、1999年、169-170頁。

- (5) K. Luker. Ibid. p. 7.
- (6) J.A. Grunbaum; et al. Youth Risk Behaviors Surveillance; National Alternative High School Youth Risk Behavior Survey, United States, 1998. *Journal of School Health*; 2000; 70(1).
- (7) 多くの文献に見られる“sexually active”という言葉は、「現在、性交渉を持つことがある」という意味で使われていると考えられる。したがって、ここには「過去には性交渉を持ったことがあるが、現在は持っていない」場合は含まれていない。
- (8) K. Luker. Ibid. p. 10.
- (9) K. Luker. Ibid. p. 7.
- (10) D. Kirby. School-Based Programs to Reduce Sexual Risk-Taking Behaviors. *Journal of School Health*; 1992; 62(7); pp. 280-287.
- (11) D. Kirby; K. Coyle. School-based Programs to Reduce Sexual Risk-taking Behavior, *Children and Youth Services Review*; 1997; 19(5-6), pp. 415-436.
- (12) D. Kirby. Ibid (1992). p. 281.
- (13) K. Luker. Ibid. p. 92.
- (14) L. Lindley; B. Reininger; R.P. Saunders. Support for school-based reproductive health services among South Carolina voters. *Journal of School Health*; 2001; 71(2); pp. 66-72.
- (15) アメリカでは中絶を受けられる医療機関が少なく、郡によってはまったくないところもある。さらに中絶論争の激化とともに施術医への嫌がらせや暴行が頻発するようになり、開業医が中絶から手を引くケースが後をたたない。

Jewell と Brown は、遠くの病院まで中絶を受けに行くことが困難な10代妊婦にとって施術機関までの距離の問題は非常に重大であり、成人女性のそれとは異なる見方をする必要があると主張している。

R.T. Jewell; R.W. Brown. An Economic Analysis of Abortion: The Effect of Travel Cost on Teenagers. *The Social Science Journal*; 37(1); pp.

113-124.

- (16) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会：身体をめぐる戦争』岩波書店、2001年、148-149頁。
- (17) 荻野美穂『前掲書』151頁。
- (18) 約20年間の性教育の歴史をD. Kirbyは5つの時期に、Hubbardらは4つの時期に整理している。

Kirby による5分類

- ① 知識を増やし、妊娠のリスクと結果を強調した時代。
- ② ①を発展させ、妊娠のリスクをさらに詳細にした時代。
- ③ 価値観を押し付けない性教育に対抗した abstinence-based program の台頭した時代。
- ④ HIV/AIDS 予防を中心にすえ、10代の性行動の変化に焦点を置いた時代。
- ⑤ 他の健康教育で効果が出た理論アプローチに基づく教育。実験計画法の導入に特徴。

Hubbard らによる4分類

- ① きちんと事実に基づいた情報を与えれば妊娠やSTDが減ると考えられていた時代。知識伝達中心の教育。
- ② ①に加えて意思決定やコミュニケーションスキルなどの「価値観」を教えた時代。
- ①②によって知識は増やしたが、性行動そのものは減らなかった。
- ③ ①②の性教育に反対する人々から生まれた、婚前性交は悪・危険というメッセージを伝える教育 (abstinence-only program)。
- 婚前性交に対する態度は変化したが、行動そのものは減らなかった。
- ④ ①②③とはいくつかの面で異なり、他の健康領域で効果が証明された理論にのっとった教育。厳密な評価をとまなう (theory-based program) のが特徴。

D. Kirby. Ibid. (1992); pp. 280-287.

B.M. Hubbard; M.L. Giese; J. Rainey. A Replication Study of Reducing the Risk, a Theory-Based Sexuality Curriculum for Adolescents. *Journal of School Health*; 1998; 28(6); pp. 243-247.

- (19) Sexuality Information and Education Council

- of the United States. 37年間の歴史を持ち、性に関する情報提供と教育を行ってきた、この種の組織としては最大のNPO。
- (20) C.K. Mastが1983年に創始した、全米で最大規模のabstinence-only program。
- (21) P. Goodson; E. Edmondson. The Problematic Promotion of Abstinence: The Overview of Sex Respect. *Journal of School Health*; 1994; 64(5); pp. 205-210.
- (22) K. Coyle; et al. Short-Term Impact of Safer Choices: A Multicomponent, School-Based HIV, Other STD, and Pregnancy Prevention Program. *Journal of School Health*; 1999; 69(5); pp. 181-188.
- (23) J.J. Frost; J.D. Forrest. Understanding the impact of effective teenage pregnancy prevention programs. *Family Planning Perspectives*; 1995; 27-5; pp. 188-195.
- (24) S. Brown. Sex Education and Abstinence Programs: Why Don't We Know More? *Children and Youth Services Review*; 1997; 19(5-6); pp. 455-463.
- (25) D.J. Besharov; K.N. Gardiner. Sex Education and Abstinence: Programs and Evaluation. *Children and Youth Services Review*; 1997; 19(7); pp. 501-506.
- (26) K. Basen-Engquist; et al. The Safer Choices Project: Methodological Issues in School-Based Health Promotion Intervention Research. *Journal of School Health*; 1997; 67(9); pp. 365-371.
- (27) C.E. Metcalf. The Advantages of Experimental Designs for Evaluating Sex Education Programs. *Children and Youth Services Review*; 1997; 19(7); pp. 507-523.
- (28) S.B. Kennedy. Should Abstinence Programs Be Rigorously Evaluated? *Journal of Adolescent Health*; 2000; 27; p. 79.
- (29) R. Haskins; C.S. Bevan. Abstinence Education under Welfare Reform. *Children and Youth Review*; 1997; 19(5-6); pp. 465-484.
- なお、Haskinsらは、abstinence-only programを'Don'ts'、abstinence-plus programを'Maybes'と表現しているが、ここではより一般的な表現に統一した。
- (30) 受け取り機関の一覧は次のサイトで見ることができる。 [http://www.hrsa.gov/newsroom/releases/2001%20Releases/abstinenceonlygrants/\(02/02/12\)](http://www.hrsa.gov/newsroom/releases/2001%20Releases/abstinenceonlygrants/(02/02/12))。
- (31) Darrochらは、1980年代の終わりから性教育を取り巻く政治的文脈と実際の教育アプローチが明らかに変化してきていることをうけ、これらの変化やその影響を明らかにするために、1999年、性教育に関係する5つの分野を担当する全国の7-12年生の教師3,754人に対して調査を行った。その中で実際に性教育をしていた1,767人の回答について1988年の調査結果と比較したところ、公立中学校での性教育はどんどん節制に焦点をあてるようになってきており、バースコントロールや中絶、性的志向、予防の効果的な方法としてのコンドーム使用などの必要な情報を含んだ総合的な指導を行わなくなってきていることが明らかになった。
- J.E. Darroch; D.J. Landry; S. Singh. Changing Emphases in sexuality education in U.S. public secondary schools, 1988-1999. *Family Planning Perspective*; 32(5); pp. 204-211.
- (32) 『リプロダクティブ・ライツ：世界の法と政策』では、思春期の若者について次のように書かれている。「このグループのリプロダクティブ・ヘルス・ニーズは、大部分、政府や社会に無視されるか見過ごされ、または思春期の若者の健康は子どもの健康問題とは区別がつかないものとして扱われてきました。」(p.198)「思春期の少女には、成人女性と似たようなリプロダクティブ・ヘルス・ニーズがあるのですが、その年齢と生活環境のために、ニーズを満たされることを保障する自己決定権がより制限されている傾向にあります。思春期の若者は、生活のより広い社会的・経済的条件に関連したりプロダクティブ・ヘルスの危険に直面することがしばしばあります。」(pp.202-203)「社会の保守的要素が思春期の若者のセクシュアリティ、特に未婚の思春期の

少女のセクシュアリティを認めないことがしばしばあります。この状況が、これら思春期の若者のニーズをおろそかにします。」(p.203) リプロダクティヴ法と政策センター編、房野桂訳『リプロダク

ティヴ・ライツ：世界の法と政策』明石書店、2001年。

(北海道大学教育学研究科修士課程)